

金沢市環境基本計画〈第3次〉

— 概要版 —



平成30年3月
金沢市

計画の基本的事項

計画策定の目的

本計画は、本市の地域及び環境特性を踏まえ、目指す環境の将来像とその実現に向けた施策体系、諸施策の概要を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な施策の推進により、本市の良好な環境を将来の世代に引き継いでいけるよう基本的な方向を示すものです。

計画の期間

平成30(2018)年4月から2028年3月までの10年間

※国内外の社会情勢の変化や科学技術の進展、本市における環境や社会構造などに大きな変化があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

〔社会情勢等の変化〕

▶ 持続可能な開発のための2030アジェンダの採択

(平成27(2015)年9月)

環境、経済、社会の統合的向上に向けての取り組み

▶ パリ協定の発効 (平成28(2016)年11月)

温室効果ガス削減等に関する新たな国際的枠組みに基づく地球温暖化対策の推進

▶ 東日本大震災を契機とする国のエネルギー政策の変化やエネルギーの安定確保への課題

〔金沢市における取り組みの経緯〕

金沢市環境保全条例に基づき、 金沢市環境基本計画を策定

第1次(平成11年4月～平成21年3月)
環境都市金沢をつくる

第2次(平成21年4月～平成30年3月)
持続可能な都市「金沢」をつくる

【基本目標】

- ① 潤いのある都市「金沢」をつくる
- ② 環境への負荷が少ない都市「金沢」をつくる
- ③ 市民・事業者・市が力をあわせて取り組む都市「金沢」をつくる

基本理念

持続可能な都市「金沢」をつくる

本市の環境は、長い歳月をかけ市民が育ててきたものです。この恵まれた環境を次世代に継承するためには、長期的視点で施策を進める必要があることから、第2次計画の基本理念に掲げた「持続可能な都市「金沢」をつくる」を、本計画においても継承します。

施策の体系

基本目標

I

環境への
負荷が小さい
まちをつくる

分野目標 1

地球温暖化を
防止します

- ① 再生可能エネルギーの導入促進
- ② 省エネルギーの推進
- ③ インセンティブの導入によるごみ減量化
- ④ 環境にやさしい交通政策の推進

分野目標 2

循環型社会の形成を
めざします

- ① ごみ資源化の推進
- ② 廃棄物の適正処理の強化

分野目標 3

安心して暮らせる
まちをつくります

- ① 安全で快適な生活環境の保全
- ② 気候変動への対応

基本目標

II

潤いのある
まちをつくる

分野目標 4

心を潤す豊かな
自然を守ります

- ① 生物多様性の確保
- ② 水と緑あふれるまちづくりの推進

基本目標

III

市民協働で
環境保全活動に
取り組む
まちをつくる

分野目標 5

環境にやさしい
活動を推進します

- ① 環境教育の推進
- ② 環境保全活動への支援

分野目標 6

多様な主体による
協働の環を広げます

- ① 地域コミュニティの醸成と充実や市民協働の促進による環境保全活動の推進

基本目標Ⅰ 環境への負荷が小さいまちをつくる

分野目標 1 地球温暖化を防止します

地域における協働により温室効果ガスの排出を削減し、地球温暖化の防止に取り組みます。

1 再生可能エネルギーの導入促進

① 太陽熱、地中熱利用システムの設置

- 太陽熱や地中熱等のエネルギー利用システムの普及促進
- 産学官連携による再生可能エネルギー導入の検討

③ バイオマスの有効活用

- 未利用の木材資源によるエネルギーの回収
- 多種多様なバイオマスの利活用

② 金沢らしさを生かした小水力、太陽光、風力発電の設置

- 恵まれた水資源を生かした小水力発電設備の設置
- 歴史的な街並みや緑豊かな自然環境との調和に配慮した太陽光、風力発電設備の設置

④ 公共施設における再生可能エネルギーの導入

- 多様なエネルギー源を活用した公共施設への再生可能エネルギーの導入やモデル的な事業の実施

2 省エネルギーの推進

① 省エネルギー住宅や省エネルギー機器の導入

- 住宅の省エネルギー化や省エネルギー型家電の導入を推奨
- 省エネルギー機器の導入促進や建築物の省エネルギー化、エネルギーマネジメントの普及

② 省エネルギー行動の実践

- 身近な省エネルギー行動の実践など、環境負荷の少ない生活や事業活動の推奨

3 インセンティブの導入によるごみ減量化

① 家庭ごみ有料化制度の導入に伴うごみ減量化対策の強化

- 家庭ごみ有料化制度の定着によるごみ減量化の推進
- ごみの収集運搬や焼却・埋立に係る温室効果ガス排出量削減の推進

② 事業系ごみの減量化

- 本市施設におけるごみ処理手数料の適宜見直し
- 排出指導の強化

4 環境にやさしい交通政策の推進

① 公共交通の利便性向上と利用促進

- 公共交通の利便性や快適性の向上
- 公共交通の利用促進

③ エコドライブの実践とエコカーの導入

- 市民、関係団体や輸送事業者等におけるエコドライブの普及
- 環境負荷の少ないエコカーの導入

② 歩く人と自転車にやさしい交通環境の整備

- 安全・快適な歩行環境、自転車通行空間の整備
- まちなかの自転車利用の推進によるマイカー利用の抑制

④ 物流の効率化

- グリーン物流パートナーシップ会議との連携とモーダルシフトの推進
- 不在時の再配達防止の促進



分野目標 2 循環型社会の形成をめざします

地域内の物質循環を確保することで環境負荷の低減が図られた「循環型社会」の形成に取り組むとともに、ごみの資源化や廃棄物の適正処理の強化を進めます。

1 ごみ資源化の推進

① 食品ロスや過剰包装等の削減

- 生産者、流通事業者、消費者等による一体的な食品ロスの発生の抑制
- 生産・流通・販売・消費のすべての段階におけるごみの排出抑制

② 分別の徹底と再利用、再利用

- ごみ分別の指導、啓発
- 不要なものを再利用・再利用する取り組みの継続

③ 新たなリサイクルシステムの構築

- 事業者や町会等の地域団体、市との連携による効率的な収集体制の構築
- 事業系紙ごみの資源化の促進
- 関係機関等との連携による廃棄物系バイオマスからのエネルギー回収策などの研究

2 廃棄物の適正処理の強化

① 廃棄物の適正な収集・処分

- 関係事業者等への保管・処理基準遵守の指導
- 不適正な処理の未然防止と早期対応に向けた監視強化

② 効率的な廃棄物処理施設の整備

- 環境エネルギーセンターのコンパクト化やリサイクルプラザ、管理センターの効率的な整備

③ 不法投棄対策の強化

- 金沢市不法投棄防止ネットワーク会議を中心とした不法投棄の監視や通報体制の強化
- 警察との連携による取り締まりの強化、不法投棄の拡大防止

分野目標 3 安心して暮らせるまちをつくります

本市の安全で快適な生活環境を保全するとともに、地球規模で広がる気候変動に対し、その状況を把握し適切な施策を実施します。

1 安全で快適な生活環境の保全

① 良好な大気・水質・土壌の保全

- 大気や水質の継続した監視とその結果の公表
- 事業者等の汚染原因者に対する監視・指導・助言

② 騒音・振動対策

- 市民や事業者等のモラルやマナー向上等の意識啓発
- 法令等に基づく立入調査や規制基準の遵守に関する指導

③ 有害化学物質対策

- 事業所等の保管状況の把握と必要に応じた指導、助言

④ 地下水の適正な利用及び保全

- 地下水保全に関する施策の実施と検証、新たな地盤沈下対策の検討

2 気候変動への対応

① 気候変動の現状とその影響の把握

- 過去の気象データ等からみた温暖化傾向の把握と調査研究・関係機関との情報共有
- 治水対策の強化や洪水ハザードマップの見直し等の防災力強化

② 熱中症・感染症等への対策の強化

- 各部局における適応策に関する施策の体系化と庁内推進体制の整備
- 熱中症の予防と温暖化による感染症予防についての情報提供と対策強化

基本目標Ⅱ 潤いのあるまちをつくる

分野目標 4 心を潤す豊かな自然を守ります

歴史や伝統、学術・文化を育む豊かな自然を守ります。

1 生物多様性の確保

① 希少な動植物の保全

- 自然環境特性に応じた希少な動植物の保全

② 外来生物の対策強化

- 特定外来生物の分布状況の把握及び防除

③ 野生鳥獣の保護及び管理

- 野生鳥獣による被害防止及び適切な保護と管理

2 水と緑あふれるまちづくりの推進

① 水と緑のネットワークの形成

- 良好な水と緑のネットワークの連続性の確保と安定した生態系の維持

② 森づくりの推進、里山の活性化

- 森林、里山の多面的機能の向上
- 多様な主体の連携による森づくりと里山の活性化の推進

③ 農林水産業の振興

- 6次産業化等による競争力の高い農林水産業の再生や担い手確保の取り組みの支援
- 資源の保全・回復を図る資源管理の取り組みの実施



基本目標Ⅲ

市民協働で環境保全活動に取り組むまちをつくる

分野目標 5 環境にやさしい活動を推進します

環境保全に関する情報を集約し、情報の共有化を図るとともに、市民・事業者等との協働で環境保全活動に取り組みます。

1 環境教育の推進

① 環境学習の充実

- 身近な環境について学習し、体験する機会の充実
- 持続可能な都市を実現するために自ら考え行動できる人材の育成、環境学習の支援

② 環境にやさしいライフスタイルへの転換

- 環境にやさしいライフスタイルについて啓発するなどの施策の実施

③ 自然とふれあう場の創出

- 豊かな自然に親しめる場や機会の提供
- 市民だけでなく、観光客や留学生なども対象としたグリーンツーリズムやエコツーリズムの実施

④ 環境情報の整備と共有

- 「かなざわの環境（金沢市環境基本計画年次報告書）」やホームページなどによる環境情報の提供
- ICTの活用による環境情報の収集及びデータベース化の推進

2 環境保全活動への支援

① 地域団体等による独創的な環境保全活動への支援

- 市民、事業者、市民団体、研究機関が連携を進めることができる環境の整備
- 多様な主体による効果的で新しい提案の事業化支援
- 優れた取り組みを行った市民・事業所・市民団体の表彰など、活動の継続・拡充の支援

分野目標 6 多様な主体による協働の環を広げます

地域で環境保全活動を行っている様々な主体間の連携や、環境保全団体相互のネットワークを強化します。また、広域的、国際的な取り組みの推進により、世界の交流拠点都市にふさわしい情報の共有・発信に取り組みます。

1 地域コミュニティの醸成と充実や市民協働の促進による環境保全活動の推進

① 地域コミュニティとの協働の推進

- 環境保全活動を円滑に推進するための場や仕組み等の提供

② コミュニティ活動等の担い手づくり

- コミュニティ活動を推進する中心的役割を担う人材の育成・支援
- 幅広い年代の市民が参加できる仕組みづくり

③ 環境保全活動団体のネットワーク化

- 様々な活動に関する情報の一元化とネットワーク内外への発信
- 多様な主体が連携して環境保全活動を行える体制づくり

④ 広域的・国際的な取り組みの推進

- 石川中央都市圏の4市2町の連携による「石川中央都市圏ビジョン」を踏まえた取り組みの推進
- 国内外の行政機関や高等教育機関、関連団体等との環境情報の共有化による親密かつ有効な連携強化

環境都市づくりを進めるために

本計画を着実に推進するための体制を整えるとともに、原則1年を基本単位とするPDCAサイクルに従った進行管理を行います。

金沢市環境審議会

本審議会は、環境基本法第44条及び金沢市環境保全条例第21条に基づき、環境の保全に関する必要な審議を行うとともに、本計画に掲げた目標の達成状況や各種施策の進捗状況等について点検・評価を行います。

また、審議会は、金沢市環境保全条例第24条に基づき、審議会に対して必要な事項を専門的に調査研究するための専門部会を設置することができます。

市民・事業者・各種団体・大学など

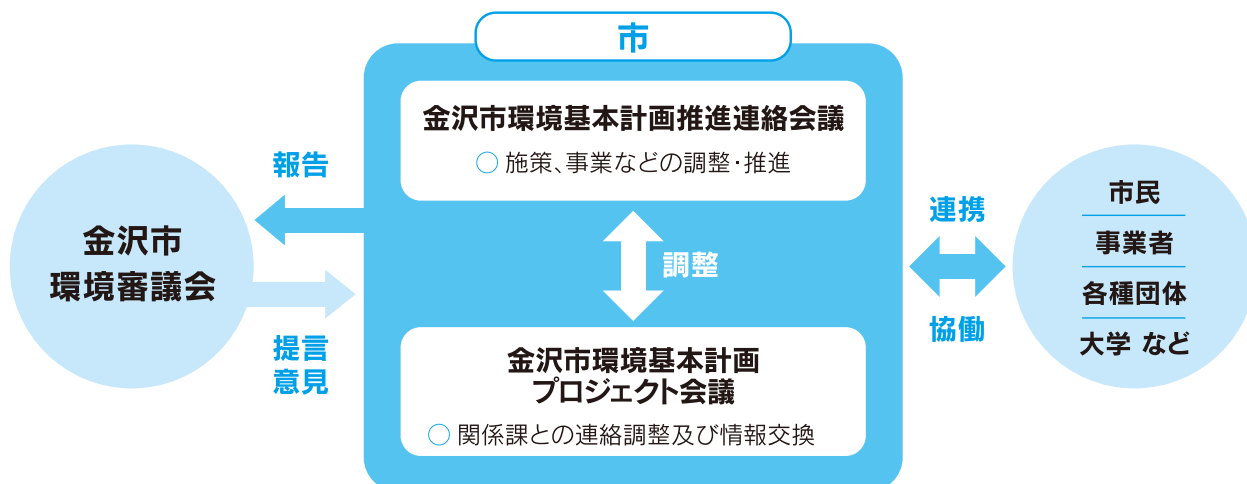
市民・事業者・各種団体・大学などは、本市における環境都市づくりの中心的役割を担うことが期待されます。

それぞれの立場での連携・協働により、実効性の高い取り組みを進めます。

金沢市

本市は、庁内の横断的組織である環境基本計画推進連絡会議及びプロジェクト会議において、計画に基づく諸施策の総合調整を行うとともに、計画の進捗状況や目標の達成状況等について情報の共有化を行います。

計画の推進体制



金沢市環境基本計画〈第3次〉— 概要版 —

発行年月 平成30年(2018年)3月

発行 金沢市

編集 金沢市環境局環境政策課

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

TEL:076-220-2304 FAX:076-261-7755

E-mail : kansei@city.kanazawa.lg.jp